

## 第13節 災害備蓄物資等整備・供給計画

第1項	給水体制整備計画	<input type="checkbox"/> 上水道課
第2項	食糧供給体制整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 福祉部各課 <input type="checkbox"/> 農林水産課 <input type="checkbox"/> 防災食育センター
第3項	生活必需品等供給体制整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 福祉部各課
第4項	機材供給体制整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 避難所所管課

### 【基本方針】

災害発生直後は、交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。そのため、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

なお、備蓄を行うにあたっては、男女のニーズの違い等への配慮を行う目的での種別備蓄や、物資の性格に応じた集中備蓄、または避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の配慮を行うとともに、備蓄拠点の設置等、体制の整備に努めるものとする。

また、義援物資に関しても、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受け入れ体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

### 第1項 給水体制整備計画

#### 【現況】

災害時は、停電等による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため本市では、災害による断水や渇水等を考慮して、給水タンクが10基（2t用5基、1t用5基）整備されている。ただし、給水車は整備されていない。また、災害時における水道管の破損等に対する応急対策のため、指定水道業者組合等と緊急補修に対する協定締結が必要である。

#### 【計画目標】

##### 1. 補給水利等の把握

災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めると共に、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

## 2. 給水用資機材の確保

必要な給水タンクや給水容器類、給水車等の整備について、その調達計画策定に努める。また、応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

## 3. 貯水槽等の整備

### (1) 計画方針

災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置等の施設整備や資機材の増強を行う。

### (2) 整備項目

避難所への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置

## 4. 危機管理体制の整備

日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

## 5. 水道施設の応急復旧体制の整備

水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

## 6. 災害時への備えに関する啓発・広報

災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して周知・広報しておくとともに、平常時から3日分(3リットル/人・日)以上の飲料水の備蓄や、飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

## 第2項 食糧供給体制整備計画

### 【現況】 【資料編\*Ⅱ.3.17】

本市においては、飲料水や非常食が備蓄されているほか、市町村との間における災害時相互応援に関する協定や民間事業所との間で物資の供給協定が結ばれている。また、災害時の炊き出し機能を有する防災食育センターが、平成26年4月から稼働が開始されることとなっている。しかし、大規模災害に対応するためには、今後、更なる体制整備を検討する必要がある。なお、県においては資料編に示す食糧物資が備蓄されているとともに、災害時の食糧緊急調達のため、全国農業協同組合連合会福岡県本部や九州百貨店協会、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等と供給協定が結ばれている。

\*資料Ⅱ.3.17「福岡県の備蓄物資一覧表」

## 【計画目標】

災害により日常の食事に支障を生じた者等に対し、非常食や炊き出し等を供給する必要がある。そのため市は、災害により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食糧を、平常時から備蓄しておくとともに、民間事業所との間で食糧供給協定を締結するなどの方法により、円滑に確保できる体制を整備しておく。

### 1. 給食用施設・資機材の整備

市は、野外炊飯に備え、避難所等の備蓄施設に炊飯器具を整備することを検討する。

### 2. 食糧の備蓄

#### (1) 市の備蓄

市は、食糧の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または避難所の位置や収容可能人員さらに備蓄スペースを考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食糧の供給途絶が生命に係る可能性のある高齢者、乳幼児及び食事療法を要する者さらに食物アレルギーをもつ者等に特に配慮するものとする。

#### (2) 市民の備蓄

東日本大震災では大津波により被害を被った海岸地域を中心にライフライン途絶等により3～7日間にもおよぶ厳しい食糧難を伴った避難生活を強いられた。

市民は、大規模災害発生直後はこのようなライフライン途絶等が発生し行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低でも3日分相当の食糧の備蓄を行うよう努める。

### 3. 災害時民間協力体制の整備

#### (1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

市は、食糧関係業者(弁当等)との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食糧の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

#### (2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

市は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

#### (3) LPガス業者等との協力体制の整備

##### 1) 避難所等へのLPガスの供給体制の構築

市は、避難所等へのLPガス及びガス器具の供給等について、(社)福岡県LPガス協会やLPガス事業者との間で協力体制を構築する。

##### 2) 給食施設等の応急復旧体制の整備

市は、防災食育センターが被災した場合には、早期の復旧に努めるとともに、炊飯施設の仮設を想定し、LPガス事業者等との間で協力体制を整備する。

### 4. 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

1) 市は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の食糧・飲料水の自主的確保を指導す

る。

- 2) 市は、平常時から広報誌等を通じ、在宅の避難行動要支援者への地域住民による食糧配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。
- 3) 市は東日本大震災での災害教訓を踏まえ、個人または事業者が所有する地下水取水設備（井戸）の市域での分布・把握に努める等して、災害時の飲料水の緊急供給に関する協定締結に努める。

### 第3項 生活必需品等供給体制整備計画

#### 【現況】 【資料編\*Ⅱ.3.17】

本市においては、災害時に必要となる生活必需品を確保するため、市町村との間における災害時相互応援に関する協定や民間事業所との間で物資の供給協定が結ばれている。なお、県においては資料編に示す生活必需品や医薬品等が備蓄されているとともに、災害時の生活必需品等の緊急調達のため、スーパーマーケットやホームセンター等と供給協定が結ばれている。

#### 【計画目標】

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給付または貸与する必要がある。そのため市は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄や、民間事業所との間で物資供給協定を締結するなどの方法により、円滑に確保できるよう更なる整備に努める。

#### 1. 生活物資の備蓄

##### (1) 市の生活必需物資備蓄推進

市は、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格や備蓄施設の空きスペース状況等に応じ、集中備蓄または避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や乳幼児等の避難行動要支援者のニーズを重視するとともに、男女のニーズの違い等へも配慮して対応する。

##### (2) 市民の生活必需物資備蓄推進

市民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低でも3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

##### (3) 事業者の事業継続活動（BCP）を踏まえた自主備蓄の推進

東日本大震災では被災した企業が地域社会と協働し、発災後数日間を行政からの応援なしで乗り切った事例が報告されている。事業者は平常時から自らが定める事業継続活動（BCP）計画にて、災害時の社員に対する生活必需品の社内供給体制について検討してお

\*資料Ⅱ.3.17「福岡県の備蓄物資一覧表」

くと同時に、企業の社会貢献責任（CSR）の一環である地域社会への緊急支援貢献も含めた対応についても検討しておくように努める。

## 2. 災害時民間協力体制の整備

市は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は市が市域の人命救助や応急復旧対策を優先して実施すべきである事情を鑑み、原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

## 3. 自主的な生活必需物資備蓄意識、相互協力意識の向上

- 1) 市は、住民及び事業所等に対し、最低3日分相当の生活必需物資の自主的確保を指導・助言する。
- 2) 市は、在宅の避難行動要支援者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を日々の広報等により醸成する。

# 第4項 機材供給体制整備計画

## 【現況】

行橋市においては、災害時に必要となる発電機や簡易トイレ等の備蓄が行われるとともに、機材供給に関しては、任意の建設業者団体との間に災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定が結ばれている。なお、県においては、災害時に必要となる資機材の緊急調達のため、レンタル会社等と協定が結ばれている。

## 【計画目標】

災害時には、ライフラインの被害等により、避難所や現地対策本部等で自家発電機や仮設トイレ、その他機材が必要となるため、市は迅速な供給ができるよう、平常時からの備蓄や広域災害ネットワークの市町村または民間事業所との供給協定の締結等の方法により、円滑に確保できる体制の整備に努める。

## 1. 機材の備蓄

市は、機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がい者、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

## 2. 災害時民間協力体制の整備

市は、リース・レンタル業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、災害時の必要機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。